


令和3年	与論町農業委員会 会議録 第1号					
召集年月日	令和3年1月20日(水) 午後 4時00分～5時00分					
召集場所	与論町役場新庁舎1階(多目的ホール)					
開会及び 閉会時間	開会 午後 4時00分	議長	原田 新一郎			
	閉会 午後 5時00分	代理				
出席及び 欠席委員 凡 例 出席 ○ 欠席 × 公務欠○	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	原田 新一郎	○	6	白尾 憲雄	○
	2	白石 茂一	○	7	長尾 さとみ	○
	3	山本 池富	○	8	遠山 和歌子	○
	4	内野 豊信	○	9	山下 みどり	○
	5	保喜 久男	○			
会議録署名委員	7番	長尾 さとみ		8番	遠山 和歌子	
職務上の 議場出席者	局長 久野 泰司	補佐 佐		主事	山野貴之	
要請による 議場出席者						
議 事 項 目	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に関する件(5件)				
	議案第2号	あっせん申出に関する件(1件)				
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請に関する件(1件)				
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請に関する件(1件)				
	議案第5号	農地中間管理事業に係る農地利用集積計画に関する件(17件)				
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
	議案第 号					
その他の 項 目						

議長	ただ今から令和3年1月20日定例総会を開会いたします。
	それでは、与論町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議はありませんか。
	意義無し
議長	それでは議事録署名員を7番の長尾委員と8番の遠山委員にお願いします。
	なお、本日の会議書記には事務局職員の山野氏を指名いたします。それでは、日程第1の会務報告について事務局長より会務報告の朗読並びに説明をお願いします。
事務局（久野）	今月の農地法第3条の規定による許可申請が5件、あっせん申出に関する件が1件、農地法第4条の規定による許可申請が1件、農地法第5条の規定による許可申請が1件です。以上で会務報告を終わります。
議長	それでは以上で日程第1の会務報告を終わります。次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明並びに朗読をお願いします。
事務局（山野）	1番は麦屋Aさんから古里Bさんへ古里169番1畑928㎡の贈与です。2番は茶花Cから立長Dさんへ立長1498番2畑722㎡の空港の代替地として贈与3番は、鹿児島市Eさんから立長Fさんへ立長1717番5畑445㎡をあっせんによる売買です。対価として60万円です。4番は鹿児島市Eさんから麦屋Gさんへ立長1734番1畑4,462㎡のあっせんによる売買です。対価として628万円です。5番は埼玉県朝霞市Hさんから茶花Iさんへ立長1136番1畑508㎡と立長1136番3畑1,138㎡をあっせんによる売買です。対価として270万円です。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。関連して担当地区の委員は調査の結果報告をお願いします。
山下委員	1番の譲渡人には1月19日の8時30分に自宅で確認しました。譲受人には1月18日の午後6時に自宅で確認しました。元々譲受人の土地で基盤整備事業の際に譲渡人の名義になったため今回申請したものです。問題ないので承認をお願いします。
白石委員	譲受人には1月19日の午後5時に確認しました。問題ないので承認をお願いします。
山本委員	譲渡人には1月18日に会えなくて1月20日に現地で確認しました

	問題ないので承認をお願いします。
議長	3番と4番、5番はあっせん事業による売買であり、山本委員と白石委員と事務局2人が立会いしているため承認致します。何か意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第1号は承認致します。次に議案第2号「あっせん申出に関する件について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	麦屋〇〇さんより麦屋1281番畑1,638㎡のあっせん申出書が出されています。あっせん委員の決定をお願いします。
議長	今年より農地利用最適化推進委員の立会いをお願いします。あっせん委員を内野委員、山下委員、伊東委員、竹井委員をお願いします。何か意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第2号「あっせん申出に関する件について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第2号は承認致します。次に議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	茶花〇〇さんより茶花484番1畑1,030㎡に農家住宅、倉庫、浄化槽駐車場、防風林等に転用するものです。第1種農地と判断されるが50m以内には3件以上の宅地があるため不許可の例外である集落接続施設等に該当するため許可相当だと思われま。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。質問等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	議案第3号は承認致します。次に議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(久野)	古里472〇〇さんから茶花〇〇さんへ古里453番畑1,115㎡のうち612㎡住居と倉庫を建設するものです。第1種農地と判断されるが、50m以内には宅地が3件以上のあるため不許可の例外である「集落接続施設等」に該当するため許可相当だと思われます。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第4号は承認致します。次に議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件について」を議題に供します。事務局より説明をお願いします。
事務局(山野)	別紙をご覧ください。農用地貸し出し者が麦屋2〇〇さん他7名17筆合計38,743㎡となっており、農地利用集積計画が古里1800番地1の〇〇他6名17筆合計38,743㎡となっております。承認をお願いします。
議長	意見等ございませんか。
	(意見等なし)
議長	それでは採決いたします。議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画に関する件について」原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
	(異議なし)
議長	議案第5号は承認致します。その他ございませんか。
	(なし)
議長	それでは1月定例総会は閉会致します。

	議事録署名委員
	7番 長尾 さとみ 
	8番 遠山 和歌子 